

農薬取締法に基づく再評価について

○改正農薬取締法の概要

- 農薬の安全性を一層向上させるため、平成30年に農薬取締法を改正。
- 最新の科学的知見に基づき再評価を行うとともに、農薬の安全性に関する審査を充実。

農薬の安全性の向上

- ✓ 科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映できる農薬登録制度への改善が必要
- ✓ 農薬に係る規制を、安全性の向上、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制の合理化、の観点から見直し

- ① **再評価制度の導入**
- ② 農薬の安全性に関する**審査の充実**

再評価制度

再評価制度の仕組み

- ✓ 登録されている全ての農薬について、定期的（15年毎）に**最新の科学的知見に基づき、安全性等の再評価を行う仕組みを導入**
- ✓ また、農薬の**安全性に関する科学的知見を収集し、必要な場合には随時、登録の見直しを実施**

具体的な進め方

- ✓ 再評価では、メーカーに対して、最新の試験要求に則った、**データの提出を要求**
- ✓ 国は農薬の安全性に関する**科学的知見の収集・分析**

2021年度から開始し、国内での使用量が多い農薬を優先し実施

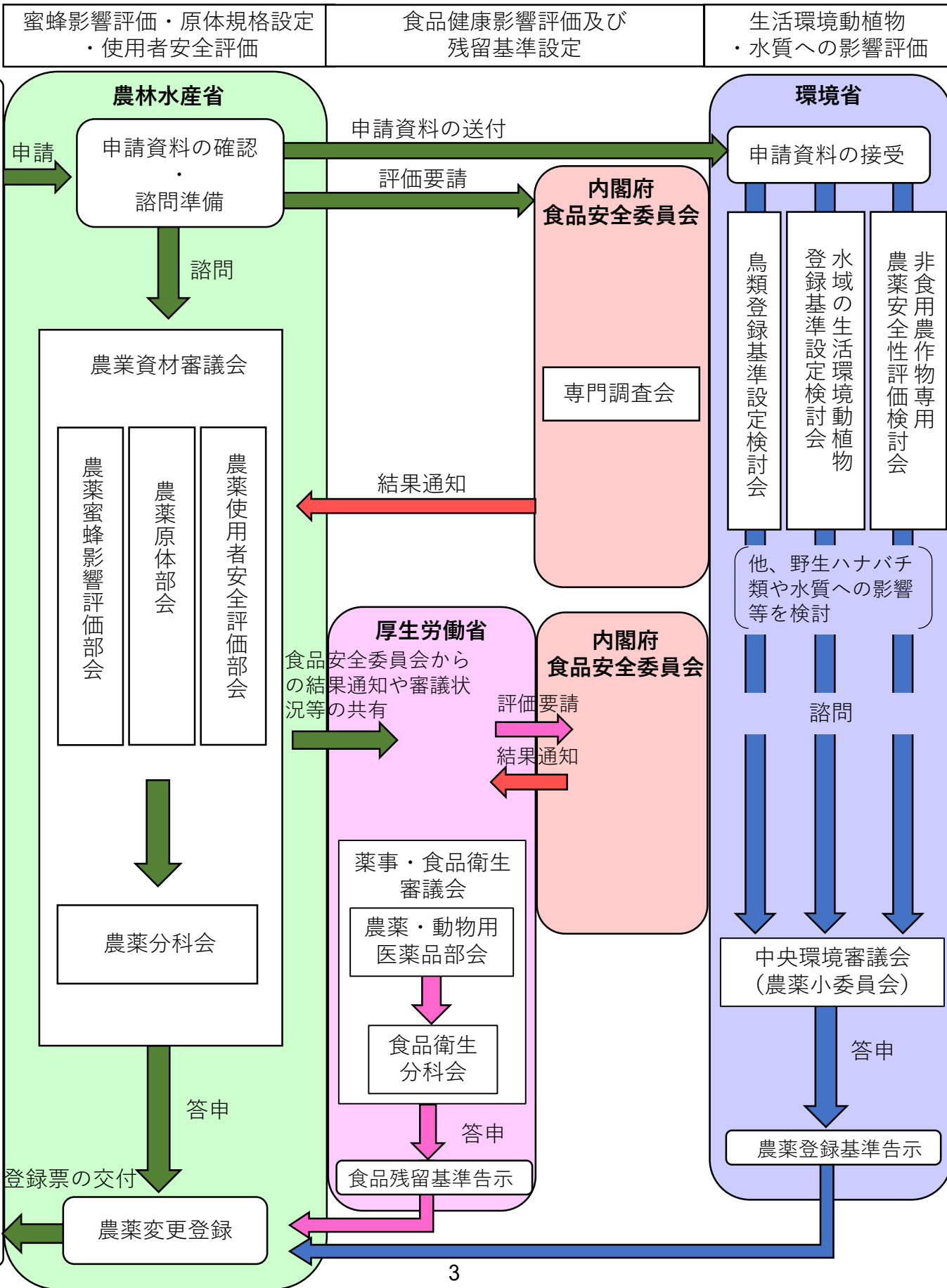
農薬の再評価に係る優先度の規準

優先度	種別	規準
優先度 A	我が国で多く使われているもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 殺虫剤の場合、生産量が年あたり概ね 20～30 t 以上のもの ● 除草剤、殺菌剤の場合、生産量が年あたり概ね 50 t 以上のもの <p>※ 農薬要覧における、原体の国内出荷量(H23～27 農薬年度の平均)。原則として、国内生産量+輸入量。</p>
優先度 B	使用量は少ないが一日摂取許容量等が低いもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内ないし海外で設定されている ADI が低いもの(概ね 0.005 mg/kg bw 以下) ● 国内ないし海外で設定されている ARfD が低いもの(概ね 0.01 mg/kg bw 以下) ● 国内ないし海外の評価で、神経毒性、発がん性、遺伝毒性、免疫毒性、生殖発生毒性が懸念されるもの ● 海外の評価で、使用時の安全性について懸念されるもの(AOEL が概ね 0.01 mg/kg bw 以下) ● 環境中への残留性が高いものや有用生物への影響等が懸念されるもの
優先度 C1	その他の農薬	<ul style="list-style-type: none"> ● 優先度 A, B, C2 または D に当てはまらないすべての有効成分
優先度 C2	登録が比較的新しいもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 優先度 A, B, D に当てはまらない有効成分のうち、我が国において 2006 年以降に評価・登録されているもの
優先度 D	生物農薬及び植物検疫用途農薬 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 微生物農薬を含む生物農薬、フェロモン ● 食品、植物抽出物等、毒性の懸念の小さいもの ● 植物検疫用途農薬

(備考)

第 17 回農業資材審議会農薬分科会(2017 年 7 月 13 日)における議論等を踏まえ、以下の点を修正。

- ・ 優先度 B の規準に、「生殖発生毒性」が懸念されるものを追記。
- ・ 優先度 B の種別を、「使用量は少ないが 1 日許容摂取量等が低いもの」と表現を適正化。



農薬製造者又は輸入者